

令和8年度(2026年度)

# 事業計画及び予算

一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会

## 令和8年度(2026年度)運営方針

- 1 ガバナンスの強化とコンプライアンス遵守を徹底し、一般財団法人として適切な法人運営に努めること。
- 2 引き続き、地方公務員としての福利厚生事業の点検・見直しに努め、適正な事業実施・運営に努めること。
- 3 会員掛金主体の事業実施と、適正かつ安定した法人運営ができるよう、引き続き、事業区分及び掛金の率等の見直しを行うこと。
- 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和。「WLB」)実現支援の一つとして、会員の「元気」、「活力」が出る互助会事業を目指し、常に、諸事業の見直しと新たな事業の検討に努めること。
- 5 市町村等職員の人財の確保と長期定着に繋がるように、魅力ある互助会事業の展開と、会員の健康経営に努めること。
- 6 これらの効率的な事業実施と、諸事業の周知徹底・情報提供、会員サービスと利便性の向上に努めること。
- 7 安定した運営を図るべく、資産の安全、かつ、効率的な運用と資産の保全に努めること。
- 8 令和8年度は、公益目的支出計画実施期間(平成24年から令和8年までの15年間)の最終年度となり、掛金及び負担金の算出基礎である標準報酬月額の上昇や責任準備金の動向を踏まえ、給付水準と互助会事業の総合的な見直しを図ること。

# 令和 8 年度(2026年度) 事業計画

# 令和8年度(2026年度) 事業計画

## [一] 基本的事項

### 1 互助会に属する市町村等の数、会員数及び標準報酬月額

#### (1) 市町村等の数

市	町	一部事務組合	広域連合	その他の団体	計
6	6	14	1	4	31

#### (2) 会員数

前年度末 (見込)	期首増減		当年度期首	期中増減		当年度末
	増加(取得)	減少(喪失)		増加(取得)	減少(喪失)	
6,290人	360人	350人	6,300人	120人	140人	6,290

※年間平均会員数:6,290人

#### (3) 標準報酬月額 (平均)

前年度末(見込)	期首	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	当年度末
389,000円	379,000円	379,000円	382,000円	383,000円	388,000円	390,000円

※年間平均標準報酬月額:383,000円(見込)

(注) 掛金等の算出基礎となる標準報酬月額の上限を620,000円とした場合の平均標準報酬月額である。

### 2 掛金及び負担金

#### (1) 掛金及び負担金の率

	福利事業	厚生事業	法人会計	計
掛金	2.55	0.75	—	3.30
負担金	—	0.70	2.00	2.70
計	2.55	1.45	2.00	6.00

(注1) 単位は、標準報酬月額(上限:620,000円)に対する千分比である。

(注2) 育児休業、介護休暇及び休職による無給期間に係る月分の掛金は、免除する。

なお、育児休業期間中の掛金免除について、開始日の属する月と終了日の属する月が同一の場合(終了日が当該月の末日である場合を除く。)は、開始日が含まれる月に14日以上育児休業を取得した場合も免除する。

#### (2) 掛金及び負担金の額

	前年度見込(A)	概算額	免除額	当年度見込(B)	比較(B)-(A)
掛金	92,150千円	① 95,400千円	② 3,100千円	①-②92,300千円	150千円
負担金	77,900千円	78,050千円	—	78,050千円	150千円
計	170,050千円	173,450千円	3,100千円	170,350千円	300千円

(注) ②の掛金免除者の標準報酬月額は1人あたり平均額を300,500円、1月あたり免除者数を260人で計算している。

### 3 互助会の役員及び互助会に使用される者の数

#### (1) 役員の数

理事(理事長及び副理事長並びに常務理事を含む。)	監事	評議員
7名	2名	28名

#### (2) 互助会に使用される者の数

5名(うち、暫定再任用職員1名)

#### 4 会計及び事業の区分

会計区分	事業区分	内 容
実施事業等会計 (公益目的事業会計)	公益事業(助成金)	講演会等開催費用助成金
	公益事業(寄附金)	特定寄附
その他事業会計 (収益事業等会計)	福利事業	給付金等(傷病見舞金ほか全13事業)
	厚生事業	家庭用常備薬等の配付ほか全9事業)
法人会計	—	管理業務その他法人全般に関するもの

#### [二] 資金計画事項

(単位：千円)

大 科 目	令和7年度見込額	増 減	令和8年度計画額
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
(1) 基本財産運用収入	60	0	60
(2) 特定資産運用収入	4,200	△600	3,600
(3) 掛 金 収 入	92,150	150	92,300
(4) 負 担 金 収 入	77,900	150	78,050
(5) 事 業 収 入	600	△ 100	500
(6) 雑 収 入	340	10	350
事業活動収入合計	<b>175,250</b>	<b>△ 390</b>	<b>174,860</b>
<b>2. 事業活動支出</b>			
(1) 公益事業支出	6,260	0	6,260
(2) 福利事業支出	97,300	△ 4,100	93,200
(3) 厚生事業支出	42,600	△ 200	42,400
(4) 管理費支出	53,420	2,680	56,100
事業活動支出合計	<b>199,580</b>	<b>△ 1,620</b>	<b>197,960</b>
事業活動収支差額	<b>△ 24,330</b>	<b>1,230</b>	<b>△ 23,100</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>			
<b>1. 投資活動収入</b>			
(1) 特定資産取崩収入	31,001	△ 1,000	30,001
(2) 特定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入合計	<b>31,001</b>	<b>△ 1,000</b>	<b>30,001</b>
<b>2. 投資活動支出</b>			
(1) 特定資産繰入支出	10,900	3,271	14,171
(2) 固定資産取得支出	151	679	830
投資活動支出合計	<b>11,051</b>	<b>3,950</b>	<b>15,001</b>
投資活動収支差額	<b>19,950</b>	<b>△ 4,950</b>	<b>15,000</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>			
<b>1. 財務活動収入</b>			
財務活動収入合計	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>2. 財務活動支出</b>			
財務活動支出合計	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
財務活動収支差額	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>IV 予備費支出</b>	1,940	3,060	5,000
当期収支差額	<b>△ 6,320</b>	<b>△ 6,780</b>	<b>△ 13,100</b>
前期繰越収支差額	146,320	△ 6,320	140,000
次期繰越収支差額	140,000	△ 13,100	126,900

### [三] 事業計画事項

#### I 実施事業等会計

##### 1 公益事業

公益事業は、公益目的支出計画、並びに、講演会等開催費用助成金交付規則及び寄附金の支出に関する要綱に基づき、次のとおり実施する。

###### (1) 講演会等開催費用助成金

互助会を組織する市町が、地域内住民を対象に地方自治の振興に寄与するための講演会若しくはその他の文化事業又は体育事業を実施したときに、当該事業等の実施に要した費用の範囲内で、市については120,000円、町については90,000円を限度に助成する。

###### (2) 特定寄附

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第17号に掲げる法人のうち、地域と連携し、地域政策又は地域づくり等に関する調査研究、情報収集発信、支援又はこれらの人材育成等の事業活動を実施する法人に対し寄附金を支出することとし、次の2法人にそれぞれ250万円(年額)を支出する。**※最終年度**

- ①国立大学法人滋賀大学(産学公連携推進機構 社会連携センター)
- ②公立学校法人滋賀県立大学(地域共生センター)

#### II その他事業会計

##### 1 福利事業

福利事業は、給付規則及び銀婚慶祝規則に基づき次のとおりとする。

###### (1) 傷病見舞金

会員が病気又は負傷(以下「疾病等」という。)により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷(以下「特定損傷」という。)に伴う治療を受けたとき、当該疾病等に伴う一連の治療に係る入院の日数及び通院の回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院の日数を乗じて得た額及び3,000円に通院の回数を乗じて得た額の合計額に10,000円を加算した額(その額が10万円を超えるときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

(注1) 入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいう。

[対象とならない入院]

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、正常な分娩、治療を伴わない人間ドック検査、自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合

(注2) 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいう。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなさない。

(注3) 特定損傷とは、骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とし、対象となる骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とは、次によって定義づけられる損傷をいう。

(注4) 入院を伴う治療に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院の回数は、3回を限度とする。

(注5) 特定損傷に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院とは、自己負担額が3,000円以上の通院に限る。

損傷名	損傷の定義
1. 骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいう。ただし、変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。
2. 間接脱臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態をいう。ただし、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。
3. 腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネによる固定または腱形成術(腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む。)を要するものをいう。ただし、疾病を原因とするものを除く。

4. 熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいう。 (1) 深達性Ⅱ度熱傷 真皮膚の深部まで障害された状態(直径2cm未満を除く。) (2) Ⅲ度熱傷 皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態(直径2cm未満を除く。)
5. 永久歯の喪失	歯(第三大臼歯(親しらず)、過剰歯及び乳歯を除く)の根元から全体を永久に喪失した状態(医師の判断で行われた抜歯治療により永久に喪失した状態を含む)をいう。ただし、疾病またはそしゃく行為を原因としたものを除く。

## (2) 家族傷病見舞金

会員の扶養家族が病気又は負傷により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷に伴う治療を受けたとき、当該疾病等に伴う一連の治療に係る入院日数及び通院回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院の日数を乗じて得た額及び3,000円に通院の回数を乗じて得た額の合計額に5,000円を加算した額(その額が10万円を超えるときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

## (3) 結婚祝金

会員が結婚したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入ったときを含む。)。ただし、復縁は除く。

40,000円 (過去に結婚祝金給付を受けたことがあるときは、20,000円)

## (4) 出産祝金

ア 会員又は会員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産したとき。

30,000円

イ アに該当した場合において、同じ父母で第3子以降の子については、20,000円を加算する。

## (5) 入学祝金

ア 会員の子(同居の子に限る。)が小学校に入学したとき。

20,000円

イ 会員の子(同居の子に限る。)が中学校に入学したとき。

30,000円

## (6) せん別金

会員が市町村等の職員でなくなったとき。

次の各号に掲げる会員期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

① 5年以上10年未満 10,000円

② 10年以上15年未満 20,000円

③ 15年以上20年未満 30,000円

④ 20年以上25年未満 40,000円

⑤ 25年以上30年未満 50,000円

⑥ 30年以上 60,000円

なお、市町村長等にあつては、市町村長としての期間1年につき2,000円、市町村長以外の特別職(教育長を含む。)としての期間1年につき1,000円を加算する。

(注) 平成24年3月31日現在会員である者に係るせん別金の支給額は、改正後のせん別金の計算方法にかかわらず、施行日前の会員期間に係る改正前のせん別金の計算方法により算出した平成24年3月31日現在のせん別金の額が60,000円以上の者にあつては当該算出額とし、当該算出額が60,000円未満の者にあつては、当該算出額と平成24年4月1日以後の会員期間の改正後のせん別金の計算方法により算出した額の合算額(当該合算額が60,000円を超えるときは60,000円とする。)とする。

## (7) 会員特別給付金

ア 満44歳以上の会員が銀婚慶祝に該当せず市町村等の職員でなくなったとき。

20,000円を限度として、会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)

イ 結婚祝金及び出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき。

会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)

ウ 会員期間が10年以上(特別職は4年以上)の者が、出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき(イに該当する場合を除く。)

会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき500円(特別職は1,000円)

(注) アからウまでを支給する場合において、当該市町村等の職員でなくなった際の会員期間より前に会員期間を有するときは、会員期間を通算して支給額を算出するものとする。ただし、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し会員特別給付金を支給されているときは、会員期間を通算して算出した額から、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し支給された会員特別給付金の額を控除して得た額を支給することとする。

#### (8) 弔慰金

会員(資格喪失後3月以内の者を含む。)が死亡したとき。

100,000円

#### (9) 家族弔慰金

ア 会員の配偶者が死亡したとき。

100,000円

イ 会員の扶養家族(配偶者を除く。)並びに扶養家族でない同居の子及び父母が死亡したとき。

30,000円

ウ 会員と同居のその他の家族が死亡したとき。

20,000円

※会員又は会員の配偶者が胎児を死体で出産したときは、同居の子が死亡したものとみなす。

#### (10) 非常災害見舞金

ア 住居及び家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

50,000円

イ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

住居又は家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

40,000円

ウ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

住居又は家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

30,000円

エ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

20,000円

オ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む。)が損害を受け、その認定が困難なとき。

床上120cm以上 30,000円

床上30cm以上 20,000円

#### (11) 長期療養会員見舞金

会員が病気又は負傷により引き続いて30日以上勤務に服することができなかつたとき、次に掲げる療養期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

① 30日以上90日未満 10,000円

② 90日以上180日未満 20,000円

③ 180日以上 30,000円

#### (12) 永年在会祝金

ア 会員期間が引き続き20年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、8年に至ったとき。

30,000円

イ 会員期間が引き続き30年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、12年に至ったとき。

50,000円

ウ 会員期間が引き続き40年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、16年に至ったとき。

50,000円

#### (13) 銀婚慶祝

会員期間中に婚姻届出後24年を経過した者に対し、日本旅行又はJTBのギフト旅行券を記念品として贈呈

し祝福する。(40,000円程度)

## 2 厚生事業

厚生事業は、家庭用常備薬等配付規則、ドック補助金交付規則、並びに、健康管理事業の実施に関する要綱、スポーツ事業及び文化事業の実施に関する要綱、リフレッシュ事業の実施に関する要綱、子育て支援事業の実施に関する要綱、ワーク・ライフ・バランス実現支援事業の実施に関する要綱、住宅支援事業の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

### (1) 家庭用常備薬等配付

会員とその家族の負傷等の応急処置に対処するため、各会員に対し3,600円を限度に家庭用常備薬等の無償配付を実施する。**※100円引き上げ**

なお、配付対象者は8月分納付金払込対象者で、配付(納品)時期は10月上旬とする。

### (2) ドックに係る受検費用の補助(ドック補助金)

会員がドックを受検した場合に次に掲げる区分によりそれぞれ当該金額を限度に補助する。

① 日帰りドック 25,000円

② 1泊2日以上ドック 25,000円

③ 脳ドック(MRA検査又はMRI検査を含んだ脳検査を含む。)にあつては、15,000円

また、初めてドックを受検した場合(初めてドック補助金の交付申請をした場合)、上記①②③のうちいずれかの区分の金額に「5,000円」を加算する。

### (3) 健康管理事業

会員の健康管理意識の向上と、市町村等職員としての長期定着に繋がる健康経営を目的とした健康管理に関する事業を実施する。

#### ア. インフルエンザ等予防接種

所属所(市町等)が職員に対してインフルエンザ予防接種事業を実施した場合(独自互助会等の職員団体が実施した場合を含む。)にあつて、その実績に応じて助成する。

なお、助成額は、予防接種者1人当たり1,000円相当とする。

#### イ. 健康づくりセミナー

本年度は、実施しない。(前年度:RIZAP(ライザップ)の健康セミナー「ウォーキング編」)

### (4) スポーツ・文化事業

#### ア. 映画館利用補助

互助会が指定する映画館(イオンシネマ(全国80館以上)、アレックスシネマ(4館)、彦根ビバシティシネマ)の利用につき、共通前売券を会員に斡旋する。

券種	通常価格	購入価格	補助額	斡旋価格	利用制限
大人	1,800円	1,300円	200円	1,100円	各映画館合計10枚 ※会員期間1年以下の 会員は、5枚
	1,900円	1,500円	300円	1,200円	
小人	1,000円	800円	100円	700円	
	1,000円	900円	100円	800円	

(注) 下段はアレックスシネマ。小人の取扱は、アレックスシネマとビバシティシネマのみ。

#### イ. 観劇・スポーツ観戦チケットの補助

互助会の指定する(各種コンサートやミュージカル等)やスポーツ観戦チケット(プロ野球観戦等)のチケットについて、価格に応じて1枚当たり2,000円を限度に補助する。

通常価格	互助会負担額(補助額)の算定基準
～5,000円	互助会負担額 ≤ 通常価格の50% - 割引(5～10%) ただし、互助会負担額は、2,000円を限度とする。
5,001円～10,000円	互助会負担額 ≤ 2,000円 - 割引(5～10%)
10,001円	互助会負担額 = 2,000円

### ウ. みんなのウォーキング

会員の交流と、生活習慣病の改善や肥満防止などの健康意識をさらに向上させることを目的として、積極的に健康維持・健康づくりに取り組もうとする会員をサポートする手段の一つとして、京都府市町村職員厚生会、兵庫県市町職員互助会と合同で、WEB上で「みんなのウォーキング」を共同実施する。

なお、各市町の紹介や地域振興の一助として、歩数に応じて抽選で当たる「地域の特産品」の充実を図るとともに、3団体交流のイベント(「チャレンジ月間」、「ボーナス月間」、「ウォークラリー」等)の広域連携事業の拡充を図ること。

[実施期間] 通 年

[チャレンジ月間] 6月(6月1日～30日)、11月(11月1日～30日)の年2回

[ボーナス月間] 8月と1月に、ボーナスポイントを2倍付与

[ウォークラリー] 年1回(秋)

### エ. 体験教室

趣味・教養に関する体験教室を実施すること。(ものづくり、アクティビティ、料理など全10教室)

<予定>

①茶摘み体験(北川製茶)

②春の親子キャンプ(妹背の里)

③塩こうじラボ(Cozy gohan)

④ブルーメの丘クラフト&アトラクション(ブルーメの丘)

⑤キャンバスアート(ARTNEST)

⑥タフティング(grins)

⑦里山散策と森のピザづくり(NPO法人麻生里山センター)

⑧カカオ豆からつくるチョコレート(ショコラトリー&カフェ セラヴィ)

⑨手仕込み味噌(糍屋吉右衛門)

⑩料理教室(未定)

## (5) リフレッシュ事業

### ア. 施設利用

契約施設(東京ディズニーリゾート等)が提供する企業団体向け福利厚生プログラム(施設利用補助プログラム)を活用すること。

契約施設名	補助額 (券面額)	利用制限 (1人あたり)
東京ディズニー・リゾート	2,500円	2枚
ニフレ	500円	4枚
名古屋港水族館	500円	4枚
ナガシマリゾート	1,300円	5枚
アンパンマン子どもミュージアム	500円	4枚
アクア・トトぎふ	540円	4枚
ひらかたパーク	1,480円	4枚
大江戸温泉物語	1,000円	4枚

(注1) 補助額は、大人の場合。施設により小人等の区分がある場合は、その金額に応じて補助額を設定する。

(注2) ニフレ、名古屋港水族館及びひらかたパークは、前売方式である。

(注3) 会員期間が1年以下の会員は、上記利用制限の枚数の半分とする。

### イ. 施設利用補助(期日限定)

「ユニバーサルスタジオ・ジャパン(USJ)」の福利厚生プログラムに代わる仕組みとして、団体割引による期日限定チケットに補助を加えて取り扱う。(年間10日、5月から3月まで(1月を除く。))の毎月設定

### ウ. 企画旅行

会員のリフレッシュと家族サービスを目的として、企画旅行を実施すること。(年2回予定)

東京ディズニー、アドベンチャーワールド

<補助額(旅行保険料、手数料は除く。)>

一人あたり費用 $\geq$ 30,000円 : 上限10,000円(家族は、上限5,000円)

一人あたり費用<30,000円 : 上限 5,000円(家族は、上限2,500円)

## (6) 子育て支援事業

会員の子育てを支援するため、会員又は会員の配偶者が出産したとき(出産祝金給付に該当したとき)、当該出産者に育児図書が無償配付(購読)する。

[最初の1年間]

次のA又はBのいずれか(選択制)とし、希望者にCを贈呈する。(Cのみでも可)

A. 月刊『赤ちゃんど!』(12冊) + 基本セット

※基本セット内容:「お誕生日号」、「お医者さんにかかるまで」、保存用ファイル

B. 月齢別育児情報誌『わくわく育児』(12冊) + 育児カレンダー(12枚) + 基本セット

※基本セット内容:『お祝いカード』、『ママ・パパあんしんブック』

C. 「きちんとかんたん離乳食」(1冊)

[2年目以降(満3歳まで)]

次のDと、希望者にEを贈呈する。(Eのみでも可)

D. 季刊『ラシタス』(年4冊)

E. 『かんたんおいしい幼児のごはん』(1冊)

## (7) 研修会等参加費用補助金

参加料又はテキスト代等の費用負担が必要な研修会等に参加した場合、負担した費用の範囲内で3,000円を限度に補助する。

## (8) WLB実現支援事業

### ア. 自己啓発

会員が、NHK学園の「生涯学習通信講座」を受講する場合、受講料の割引(2,000円)を受けられることとするとともに、その費用の一部を補助(5,000円)する。

なお、会員の家族及び互助会会員資格喪失後3箇月の元会員が、互助会を通じて受講申込をした場合は、受講料の割引を受けられることとする。

対象者	割引額	補助額
①会員	2,000円	5,000円
②会員の配偶者、扶養家族及び同居の家族	2,000円	—
③退職後(会員資格喪失後)3箇月以内の元会員	2,000円	—

### イ. メンタルヘルス

会員のメンタルヘルスを促進するため、滋賀県市町村職員共済組合と共同し、カウンセラーの派遣事業を実施する。

### ウ. ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー講師派遣

仕事と子育ての両立支援のほか、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの講師を、希望する所属所(市町等)に派遣する。(働き方改革など)

[主なテーマ]

① ダイバーシティ・コミュニケーション研修(←ダイバーシティ推進)

② アンコンシャス・バイアス研修～無意識の偏見の気づきから職場改善・自身の成長へ～

③ リーダーシップ開発研修

④ アサーティブ・コミュニケーション研修

⑤ ワーク・ライフ・バランス研修(←働き方改革研修)

⑥ キャリアデザイン研修(←女性キャリアデザイン研修)

⑦ 女性管理職予備層向け研修

⑧ 女性管理職予備層上司向け研修

⑨ 男性育休で組織は強くなる! ～誰もが働きやすい職場づくりのために～

⑩ 育休復帰セミナー

※管理職層、中間層、若年層、全職員、女性職員、男性職員など主な対象や、研修の目的に応じて、カスタマイズ可能

## (9) 住宅支援事業

### ア. 住宅取得等費用割引制度

本会が提携する住宅メーカーで住宅を取得等(新築・建替、リフォーム、分譲住宅等購入)される場合、そ

の取得等の費用の割引が適用されるとともに、新築・建替及び分譲住宅等購入にあつては本会より記念品を贈呈する。

	適用割引率			記念品の額
	新築・建替	リフォーム	分譲住宅等	
住宅メーカー協議会	本体価格の 3%	見積価格の 3%	販売価格の 0.5～3%	本体価格の 0.2%程度
(株)一条工務店	本体価格の 2%	—	—	本体価格の 0.1%程度
ヤマト住建(株)	本体価格の 4%	—	—	本体価格の 0.2%程度
桧家住宅(日本中央住販滋賀)	本体価格の 3%	—	販売価格の 1%	本体価格の 0.2%程度
D-works(株)	本体価格の 3%	工事請負価格の 3%	販売価格の 3%	本体価格の 0.2%程度

※住宅メーカー協議会:8社(住友林業、セキスイハイム、積水ハウス、ダイワハウス、パナソニック クホームズ、ミサワホーム、三井ホーム、ヘーベルハウス)

※記念品は、取扱手数料(紹介料)収入より支出する。(互助会の実負担なし)

#### イ. 住宅資金融資(割引)制度

本会が提携する金融機関(滋賀銀行及び関西みらい銀行)で住宅融資を受ける場合、住宅ローン金利の優遇を受けられることとする。

#### ウ. その他

滋賀県教職員互助会及び滋賀県退職教職員互助会との合同企画として、住宅メーカー協議会の運営により「ハウジングセミナー&フェア」を開催する。

### 3 保 険 事 業

#### (1) 公務員賠償責任保険

地方公務員である会員が住民訴訟や民事訴訟に備え、積極的な施策展開に支障を来すことがなく安心して業務に専念できるよう、公務に起因し損害賠償請求(住民訴訟や民事訴訟など)がなされた場合に個人が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する公務員賠償責任保険を取り扱う。

[保険の名称]

全国地方職員福利厚生協議会「団体地方公務員賠償責任保険」

取扱代理店：(幹事代理店)アルプスカード株式会社

引受保険会社：(幹事)損害保険ジャパン株式会社

[制度の概要]

地方公共団体職員(公務員)や首長が、公務に起因して保険期間中に損害賠償請求(住民訴訟及び民事訴訟、その他の損害賠償請求)がなされた場合に、職員や首長個人が負担する法律上損害賠償金と争訟費用について保険金が支払われるもの。

##### ①保険契約者及び加入者並びに被保険者

「全国地方職員福利厚生協議会」(以下「協議会」という。)が保険契約者となる。協議会の加入団体(本会)の構成員個人(会員)が、加入者及び被保険者となる。(保険料は加入者の個人負担)

##### ②保険期間

令和8年(2026年)9月1日から令和9年(2027年)9月1日まで(12箇月間)

※9月1日午後4時から1年間。12月から5月までの間、1日を始期として中途加入可能(保険料は期間割)

##### ③募 集

令和8年度(2026年度)募集は、7月から8月に実施する。(専用フォームあり、中途加入可能)

ただし、中途解約及び中途でのプラン変更の取扱いはしない。

##### ④補償内容

(ア) 一連の損害賠償請求:損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいう。

(イ) 期間中限度額:1年間の保険期間における保険金の支払限度額のことをいう。(損害賠償金、争訟費用を合算しての限度額)

(ウ) 初期対応費用は別枠で期間中限度額500万円まで支払われる。

- (エ) 第三者の生命又は身体を害したことによる被害者への見舞金は、1被害者あたり3万円が限度である。  
⑤年間保険料(1人あたり/保険期間1年間/一時払い)

#### 4 その他

##### (1) 契約施設等

ホテル等の宿泊施設だけではなく、契約により割引や特別料金で利用できる施設等を、引き続き拡充すること。(補助なし)

##### (2) 互助会事業の周知

- ①互助会ホームページ(<https://www.shiga-ctvgojokai.jp/>)
- ②互助会のしおり「GO GUIDE(ゴーガイド)」
- ③会報紙「GO LINK(ゴーリンク)」・・・6月、9月(予定)
- ④WEB会報紙「GO LINK WEB」・・・7月、10月、1月(予定)
- ⑤WEB通信「マイホームサポート通信」・・・毎月(住宅メーカー協議会)
- ⑥SNSの活用・・・公式LINEアカウント(適宜。4～5回/月)

##### (3) 会員の交流

所属所(市町等)を越えて会員が交流できる事業や仕組みを検討すること。

##### (4) 団体間の交流

他の互助会等との交流事業や合同事業の実施や交流の仕組みを検討すること。

－ 以 上 －



# 令和8年度(2026年度)予算

予 定 貸 借 対 照 表

予定貸借対照表内訳表

正味財産増減予算書

正味財産増減予算書内訳表

# 予 定 貸 借 対 照 表

令和9年(2027年) 3月31日現在 (推計)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度見込額 (補正第2号)	増 減	備 考
<b>I 資産の部</b>				
<b>1. 流動資産</b>				
普通預金	33,840	41,940	△ 8,100	
定期預金	100,000	100,000	0	
<b>流動資産合計</b>	<b>133,840</b>	<b>141,940</b>	<b>△ 8,100</b>	
<b>2. 固定資産</b>				
(1) 基本財産				
基本財産信託金	10,000	10,000	0	
<b>基本財産合計</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	33,300	30,930	2,370	
貸倒引当資産	0	0	0	
責任準備金引当資産	338,003	356,203	△ 18,200	
<b>特定資産合計</b>	<b>371,303</b>	<b>387,133</b>	<b>△ 15,830</b>	
(3) その他の固定資産				
什器備品	1,052	272	780	
会員貸付金				
電話加入権	146	146	0	
<b>その他の固定資産合計</b>	<b>1,198</b>	<b>418</b>	<b>780</b>	
<b>固定資産合計</b>	<b>382,501</b>	<b>397,551</b>	<b>△ 15,050</b>	
<b>資産合計</b>	<b>516,341</b>	<b>539,491</b>	<b>△ 23,150</b>	
<b>II 負債の部</b>				
<b>1. 流動負債</b>				
<b>流動負債合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>2. 固定負債</b>				
退職給付引当金	33,300	30,930	2,370	
貸倒引当金				
責任準備金	338,003	356,203	△ 18,200	
<b>固定負債合計</b>	<b>371,303</b>	<b>387,133</b>	<b>△ 15,830</b>	
<b>負債合計</b>	<b>371,303</b>	<b>387,133</b>	<b>△ 15,830</b>	
<b>III 正味財産の部</b>				
<b>1. 指定正味財産</b>				
寄付金	10,000	10,000	0	
<b>指定正味財産合計</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	
(うち基本財産への充当額)	10,000	10,000	0	
(うち特定資産への充当額)				
<b>2. 一般正味財産</b>	135,038	142,358	△ 7,320	
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	
<b>正味財産合計</b>	<b>145,038</b>	<b>152,358</b>	<b>△ 7,320</b>	
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>516,341</b>	<b>539,491</b>	<b>△ 23,150</b>	

# 予定貸借対照表内訳表

令和9年(2027年) 3月31日現在 (推計)

(単位:円)

科 目	実施事業等会計 (公益目的事業会計)	その他事業会計 (収益事業等会計)	法人会計	内部取引消去	合 計
<b>I 資産の部</b>					
<b>1. 流動資産</b>					
普通預金	0	18,207	15,633		33,840
定期預金	0	80,000	20,000		100,000
流動資産合計	0	98,207	35,633	0	133,840
<b>2. 固定資産</b>					
(1) 基本財産					
基本財産信託金	10,000				10,000
基本財産合計	10,000	0	0	0	10,000
(2) 特定資産					
退職給付引当資産			33,300		33,300
貸倒引当資産			0		0
責任準備金引当資産		338,003			338,003
特定資産合計	0	338,003	33,300	0	371,303
(3) その他の固定資産	0				
什器備品			1,052		1,052
会員貸付金					0
電話加入権			146		146
その他の固定資産合計	0	0	1,198	0	1,198
固定資産合計	10,000	338,003	34,498	0	382,501
<b>資産合計</b>	10,000	436,210	70,131	0	516,341
<b>II 負債の部</b>					
<b>1. 流動負債</b>					
流動負債合計	0	0	0	0	0
<b>2. 固定負債</b>					
退職給付引当金			33,300		33,300
貸倒引当金			0		0
責任準備金		338,003			338,003
固定負債合計	0	338,003	33,300	0	371,303
<b>負債合計</b>	0	338,003	33,300	0	371,303
<b>III 正味財産の部</b>					
<b>1. 指定正味財産</b>					
寄付金	10,000				10,000
指定正味財産合計	10,000	0	0	0	10,000
(うち基本財産への充当額)	10,000	0	0	0	10,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	0	0
<b>2. 一般正味財産</b>	0	98,207	36,831	0	135,038
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	0	0
<b>正味財産合計</b>	10,000	98,207	36,831	0	145,038
<b>負債及び正味財産合計</b>	10,000	436,210	70,131	0	516,341

# 正味財産増減予算書

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度見込額 (補正第2号)	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益の部				
①基本財産運用益	(60)	(60)	(0)	
基本財産受取利息	60	60	0	
②特定資産運用益	(3,600)	(4,200)	(△ 600)	
特定資産受取利息	3,600	4,200	△ 600	
③受取掛金	(92,300)	(92,150)	(150)	
受取会員掛金	92,300	92,150	150	
④受取負担金	(78,050)	(77,900)	(150)	
受取市町村等負担金	78,050	77,900	150	
⑤事業収益	(500)	(600)	(△ 100)	
住宅支援事業収益	500	600	△ 100	
⑥雑収益	(350)	(340)	(10)	
取扱手数料収益	100	100	0	
受取利息	240	220	20	
雑収益	10	20	△ 10	
⑦引当金取崩額	(0)	(0)	(0)	
貸倒引当金取崩額	0	0	0	
経常収益計	174,860	175,250	△ 390	
(2) 経常費用の部				
①事業費	(123,660)	(123,360)	(300)	
講演会等開催費用助成金	1,260	1,260	0	
支払寄附金	5,000	5,000	0	
傷病見舞金	10,800	10,800	0	
家族傷病見舞金	4,500	4,500	0	
結婚祝金	5,700	5,900	△ 200	
出産祝金	10,000	10,000	0	
入学祝金	12,400	13,200	△ 800	
せん別金給付費用	11,800	8,200	3,600	
会員特別給付金	3,000	2,900	100	
弔慰金	500	500	0	
家族弔慰金	2,500	2,500	0	
非常災害見舞金	100	100	0	
長期療養会員見舞金	1,200	1,200	0	
永年在会祝金	8,900	10,300	△ 1,400	
銀婚慶祝費	3,600	4,400	△ 800	
家庭用常備薬等配付費	22,400	21,600	800	
ドック補助金	4,800	4,800	0	
健康管理事業費	2,700	3,000	△ 300	
スポーツ・文化事業費	2,200	2,200	0	
リフレッシュ事業費	5,600	6,450	△ 850	
子育て支援事業費	2,300	2,100	200	
研修会等参加費用補助金	500	500	0	

WLB実現支援事業費	1,800	1,700	100
住宅支援事業費	100	250	△ 150
②管理費			
給諸賃退職給付費	20,700	20,530	170
料手当金	14,500	14,440	60
費用	1	1	0
厚生費	2,371	2,700	△ 329
議費	6,000	5,900	100
交通費	250	300	△ 50
搬運費	830	700	130
搬運費	1,000	960	40
備品費	250	100	150
却費	50	41	9
償却費	400	440	△ 40
繕製本費	100	100	0
印刷費	500	500	0
借料費	4,300	4,340	△ 40
水料費	250	270	△ 20
及費	800	1,000	△ 200
託費	5,500	3,200	2,300
糧費	30	30	0
公課	70	70	0
負担金	350	350	0
利息	1	1	0
費	267	187	80
經常費用計	182,180	179,520	2,660
評価損益等調整前經常増減額	△ 7,320	△ 4,270	△ 3,050
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	△ 7,320	△ 4,270	△ 3,050
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益の部			
(2) 經常外費用の部			
什器備品除却損	0	10	△ 10
当期經常外増減額	0	△ 10	10
当期一般正味財産増減額	△ 7,320	△ 4,280	△ 3,040
一般正味財産期首残高	142,358	146,638	△ 4,280
一般正味財産期末残高	135,038	142,358	△ 7,320
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	60	60	0
一般正味財産への振替額	△ 60	△ 60	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	0
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	0
III 正味財産期末残高	145,038	152,358	△ 7,320

## 正味財産増減予算書内訳表

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

(単位:円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計				そ の 他 事 業 会 計				法人会計	内部取 引消去	合 計
	助成金	寄附金	共通	小 計	福利事業	厚生事業	共通	小 計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益の部											
①基本財産運用益	(60)	(0)	(0)	(60)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(60)
基本財産受取利息	60			60				0			60
②特定資産運用益	(0)	(0)	(0)	(0)	(3,550)	(0)	(0)	(3,550)	(50)	(0)	(3,600)
特定資産受取利息				0	3,550			3,550	50		3,600
③受取掛金	(480)	(0)	(0)	(480)	(71,520)	(20,300)	(0)	(91,820)	(0)	(0)	(92,300)
受取会員掛金	480			480	71,520	20,300		91,820			92,300
④受取負担金	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(19,500)	(0)	(19,500)	(58,550)	(0)	(78,050)
受取市町村等負担金				0		19,500		19,500	58,550		78,050
⑤事業収益	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(500)	(0)	(500)	(0)	(0)	(500)
住宅支援事業収益				0		500		500			500
⑥雑収益	(0)	(0)	(0)	(0)	(170)	(100)	(0)	(270)	(80)	(0)	(350)
取扱手数料収益				0		100		100	0		100
受取利息				0	169			169	71		240
雑収				0	1			1	9		10
⑦引当金取崩額	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
貸倒引当金取崩額				0				0			0
経常収益計	540	0	0	540	75,240	40,400	0	115,640	58,680	0	174,860
(2) 経常費用の部											
①事業費	(1,260)	(5,000)	(0)	(6,260)	(75,000)	(42,400)	(0)	(117,400)	(0)	(0)	(123,660)
講演会等開催費用助成金	1,260			1,260							1,260
支払寄附金		5,000		5,000							5,000
傷病見舞金					10,800			10,800			10,800
家族傷病見舞金					4,500			4,500			4,500
結婚祝金					5,700			5,700			5,700
出産祝金					10,000			10,000			10,000
入学祝金					12,400			12,400			12,400
せん別金給付費用					11,800			11,800			11,800
会員特別給付金					3,000			3,000			3,000
弔慰金					500			500			500
家族弔慰金					2,500			2,500			2,500
非常災害見舞金					100			100			100
長期療養会員見舞金					1,200			1,200			1,200
永年在会祝金					8,900			8,900			8,900
銀婚慶祝費					3,600			3,600			3,600
家庭用常備薬等配付費						22,400		22,400			22,400
ドック補助金						4,800		4,800			4,800
健康管理事業費						2,700		2,700			2,700
スポーツ・文化事業費						2,200		2,200			2,200
リフレッシュ事業費						5,600		5,600			5,600
子育て支援事業費						2,300		2,300			2,300
研修会等参加費用補助金						500		500			500



# 令和8年度(2026年度)予算

－資金収支ベース－

収 支 予 算 書

収 支 予 算 書 説 明 書

# 収 支 予 算 書

令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額 (補正第2号)	増 減	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
(1)基本財産運用益	(60)	(60)	(0)	
基本財産利息収入	60	60	0	
(2)特定資産運用益	(3,600)	(4,200)	(△ 600)	
特定資産利息収入	3,600	4,200	△ 600	
(3)受取掛金	(92,300)	(92,150)	(150)	
会員掛金収入	92,300	92,150	150	
(4)受取負担金	(78,050)	(77,900)	(150)	
市町村等負担金収入	78,050	77,900	150	
(5)事業収益	(500)	(600)	(△ 100)	
住宅支援事業収入	500	600	△ 100	
(6)雑収益	(350)	(340)	(10)	
取扱手数料収入	100	100	0	
受取利息収入	240	220	20	
雑収入	10	20	△ 10	
(7)他会計からの繰入金収入	(5,720)	(5,720)	(0)	
その他事業会計からの繰入金収入	5,720	5,720	0	
<b>事業活動収入合計</b>	<b>180,580</b>	<b>180,970</b>	<b>△ 390</b>	
<b>2. 事業活動支出</b>				
(1)公益事業支出	(6,260)	(6,260)	(0)	
講演会等開催費用助成金支出	1,260	1,260	0	
寄附金支出	5,000	5,000	0	
(2)福利事業支出	(93,200)	(97,300)	(△ 4,100)	
傷病見舞金支出	10,800	10,800	0	
家族傷病見舞金支出	4,500	4,500	0	
結婚祝金支出	5,700	5,900	△ 200	
出産祝金支出	10,000	10,000	0	
入学祝金支出	12,400	13,200	△ 800	
せん別金支出	30,000	31,000	△ 1,000	
会員特別給付金支出	3,000	2,900	100	
弔慰金支出	500	500	0	
家族弔慰金支出	2,500	2,500	0	
非常災害見舞金支出	100	100	0	
長期療養会員見舞金支出	1,200	1,200	0	
永年在会祝金支出	8,900	10,300	△ 1,400	
銀婚慶祝費支出	3,600	4,400	△ 800	
(3)厚生事業支出	(42,400)	(42,600)	(△ 200)	
家庭用常備薬等配付費支出	22,400	21,600	800	
ドック補助金支出	4,800	4,800	0	
健康管理事業費支出	2,700	3,000	△ 300	
スポーツ・文化事業費支出	2,200	2,200	0	
リフレッシュ事業費支出	5,600	6,450	△ 850	
子育て支援事業費支出	2,300	2,100	200	
研修会等参加費用補助金支出	500	500	0	
WLB実現支援事業費支出	1,800	1,700	100	
住宅支援事業費支出	100	250	△ 150	
(4)管理費支出	(56,100)	(53,420)	(2,680)	
給料支出	20,700	20,530	170	

諸手当支出	14,500	14,440	60
賃金支出	1	1	0
退職給付支出	1	1	0
福利厚生費支出	6,000	5,900	100
旅費交通費支出	830	700	130
会議費支出	250	300	△ 50
通信運搬費支出	1,000	960	40
消耗什器備品費支出	250	100	150
消耗品費支出	400	440	△ 40
修繕費支出	100	100	0
印刷製本費支出	500	500	0
賃借料支出	4,300	4,340	△ 40
光熱水料費支出	250	270	△ 20
普及費支出	800	1,000	△ 200
委託費支出	5,500	3,200	2,300
食糧費支出	30	30	0
租税公課支出	70	70	0
負担金支出	350	350	0
支払利息支出	1	1	0
雑支	267	187	80
(5) 他会計への繰入金支出	(5,720)	(5,720)	(0)
実施事業等会計への繰入金支出	5,720	5,720	0
事業活動支出合計	203,680	205,300	△ 1,620
事業活動収支差額	△ 23,100	△ 24,330	1,230
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入	(30,001)	(31,001)	(△ 1,000)
退職給付引当資産取崩収入	1	1	0
責任準備金引当資産取崩収入	30,000	31,000	△ 1,000
投資活動収入合計	30,001	31,001	△ 1,000
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産繰入支出	(14,171)	(10,900)	(3,271)
退職給付引当資産繰入支出	2,371	2,700	△ 329
責任準備金引当資産繰入支出	11,800	8,200	3,600
(2) 固定資産取得支出	(830)	(151)	(679)
什器備品購入支出	830	151	679
投資活動支出	15,001	11,051	3,950
投資活動収支差額	15,000	19,950	△ 4,950
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	5,000	1,940	3,060
当期収支差額	△ 13,100	△ 6,320	△ 6,780
前期繰越収支差額	140,000	146,320	△ 6,320
次期繰越収支差額	126,900	140,000	△ 13,100

(注) 1 借入金限度額: 30,000,000円  
2 債務負担額: 0

# 収支予算書説明書

令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日まで

(単位:円)

<b>I 事業活動収支の部</b>		
<b>1. 事業活動収入</b>		
<b>(1) 基本財産運用益</b>		
基本財産利息収入	60千円	基本財産信託金 × 平均利回り × 源泉所得税分控除 10,000,000円 × 0.710% × 0.84685
<b>(2) 特定資産運用益</b>		
特定資産利息収入	3,600千円	①退職給付引当資産(定期預金) 50千円 ②責任準備金引当資産(定期預金、国債等) 3,550千円
<b>(3) 受取掛金</b>		
会員掛金収入	92,300千円	会員数 × 標準報酬月額 × 掛金率 × 月数 ①会計年度任用職員等以外 6,290人 × 383,000円 × 0.0033 × 12月 ②育児休業、介護休暇及び給食による免除分 260人 × 300,500円 × 0.0033 × 12月 ①-②
<b>(4) 受取負担金</b>		
市町村等負担金収入	78,050千円	会員数 × 標準報酬月額 × 負担金率 × 月数 会計年度任用職員等以外 6,290人 × 383,000円 × 0.0027 × 12月
<b>(5) 事業収益</b>		
住宅支援事業収入	500千円	取扱手数料 200,000円 × 2件 100,000円 × 1件
<b>(6) 雑収益</b>		
取扱手数料収入	100千円	公務員賠償責任保険事務費 100千円
受取利息収入	240千円	定期預金、普通預金等利息収入
雑収入	10千円	
<b>事業活動収入合計</b>		<b>174,860千円</b>
<b>2. 事業活動支出</b>		
<b>(1) 公益事業支出</b>		
講演会等開催費用助成金支出	1,260千円	①120,000円 × 6市 ② 90,000円 × 6町
寄附金支出	5,000千円	①国立大学法人滋賀大学 2,500千円 ②公立学校法人滋賀県立大学 2,500千円
<b>(2) 福利事業支出</b>		
傷病見舞金支出	10,800千円	①入院療養 58,333円 × 180件 ②特定損傷 25,000円 × 12件
家族傷病見舞金支出	4,500千円	①入院療養 43,000円 × 100件 ②特定損傷 20,000円 × 10件
結婚祝金支出	5,700千円	①結婚祝金1回目 40,000円 × 140件 ②結婚祝金2回目以降 20,000円 × 5件
出産祝金支出	10,000千円	

入学祝金支出	①2人目まで 30,000円 × 250件 ②3人目以降 50,000円 × 50件	12,400千円
せん別金支出	①小学校 20,000円 × 260件 ②中学校 30,000円 × 240件	30,000千円
会員特別給付金支出	①旧制度 180,000円 × 160件 ②新制度(第1号区分) 10,000円 × 60件 ③新制度(第2号区分) 20,000円 × 30件	3,000千円
弔慰金支出	①満44歳以上銀婚慶祝なし 9,700円 × 120件 ②結婚祝金・出産祝金なし 6,500円 × 250件 ③会員期間10年以上出産なし 11,000円 × 20件	500千円
家族弔慰金支出	100,000円 × 5件	2,500千円
非常災害見舞金支出	①配偶者 100,000円 × 5件 ②扶養家族 30,000円 × 0件 ③同居の子及び父母 30,000円 × 50件 ④同居の家族(①～③除く。) 20,000円 × 25件	100千円
長期療養会員見舞金支出	50,000円 × 2件	1,200千円
永年在会祝金支出	①30日以上 90日未満 10,000円 × 35件 ②90日以上180日未満 20,000円 × 20件 ③180日以上 30,000円 × 15件	8,900千円
銀婚慶祝費支出	①20年(8年) 30,000円 × 90件 ②30年(12年) 50,000円 × 99件 ③40年(16年) 50,000円 × 25件	3,600千円
(3)厚生事業支出	40,000円 × 90件	
家庭用常備薬等配付費支出	一人当たり × (会員数 - 未提出) 3,600円 × (6,290人 - 70人)	22,400千円
ドック補助金支出	①日帰り 25,000円 × 130件 ②1泊2日 25,000円 × 30件 ③脳ドック 15,000円 × 45件 ④初回加算 5,000円 × 25件	4,800千円
健康管理事業費支出	インフルエンザ予防接種助成 1,000円 × 2,700件	2,700千円
スポーツ・文化事業費支出		2,200千円
	①アレックスシネマ (一般) 300円 × 600枚 (小) 100円 × 200枚	
	②イオンシネマ 200円 × 1,300枚	
	③ビバシティシネマ (一般) 200円 × 150枚 (小) 100円 × 100枚	
	④観劇等チケット(びわ湖ホール等) 1,200円 × 100枚	
	⑤プロ野球観戦チケット 900円 × 200枚	
	⑥健康ウォーキング	
	広域連携協議会負担金 150,000円	
	サーバー費用 120,000円	
	月間賞品(12月分) 240,000円	
	チャレンジ月間(2回) 300,000円	
	ボーナス月間(2回) 0円	
	ウォークラリー 30,000円	

その他・諸経費	30,000円
[計]	870,000円

リフレッシュ事業費支出	⑦体験教室	53,000円 × 10回	5,600千円
	①東京ディズニー	2,500円 × 915件	
	②ニフレル	500円 × 220件	
	③名古屋港水族館	300円 × 280件	
	④ナガシマリゾート	1,300円 × 620件	
	⑤アンパンマンこどもミュージアム	500円 × 300件	
	⑥アクア・トぎふ	480円 × 180件	
	⑦ひらかたパーク	1,400円 × 350件	
	⑧大江戸温泉物語	1,000円 × 260件	
	⑨USJ(期日限定)	2,000円 × 320件	
		(諸経費) 30,000円	
	⑩企画旅行(本人)	10,000円 × 20件 × 1回	
	(家族)	5,000円 × 40件 × 1回	
	(諸経費)	30,000円 × 1回	
	⑪企画旅行(本人)	5,000円 × 20件 × 1回	
	(家族)	2,500円 × 40件 × 1回	
	(諸経費)	30,000円 × 1回	
子育て支援事業費支出			2,300千円
	①月刊「赤ちゃんと！」	4,837円 × 120件	
	②月齢別育児情報誌「わくわく育児」	3,850円 × 130件	
	③季刊「ラシタス」	1,652円 × 300件	
	④「きちんとかんたん離乳食」	1,710円 × 200件	
	⑤「かんたんおいしい幼児のごはん」	1,765円 × 220件	
研修会等参加費用補助金支出			500千円
		2,000円 × 250件	
WLB実現支援事業費支出			1,800千円
	①自己啓発	5,000円 × 2件	
	②WLBセミナー	110,000円 × 8回(講演料) + 10,000円 × 5回(旅費等)	
	③メンタルヘルス(メンタルカウンセラー派遣)	75,000円 × 23回 / 2(共済組合と按分)	
住宅支援事業費支出			100千円
	新築等記念品	40,000円 × 2件 20,000円 × 1件	
(4)管理費支出			
給料支出			20,700千円
		職員5名分	
諸手当支出			14,500千円
	①扶養手当	900千円	
	②地域手当	1,846千円	
	③管理職手当	1,476千円	
	④通勤手当	1,014千円	
	⑤住居手当	216千円	
	⑥時間外勤務手当	353千円	
	⑦期末手当	4,710千円	
	⑧勤勉手当	3,985千円	
賃金支出			1千円
退職給付支出			1千円
福利厚生費支出			6,000千円
	①社会保険料	5,280千円	
	②労働保険料	457千円	
	③互助会負担金	73千円	
	④健康診断費用	100千円	
	⑤職員厚生費	90千円	

旅費交通費支出		830千円
	①理事会	75千円
	②評議員会	95千円
	③監査会	10千円
	④互助会事業等検討委員会	30千円
	⑤全国協議会総会研究会等	312千円
	⑥全国協議会役員会	34千円
	⑦西日本地区協議会	86千円
	⑧東海近畿地区協議会	38千円
	⑨管内旅費	150千円
会議費支出		250千円
	①理事会	40千円
	②評議員会	140千円
	③監査会	30千円
	④互助会事業等検討委員会	40千円
通信運搬費支出		1,000千円
	①郵送料	800千円
	②電話料	110千円
	③インターネット接続料	90千円
消耗什器備品費支出		250千円
	①器具及び備品	100千円
	②事務所移転に伴う新規備品等	150千円
消耗品費支出		400千円
	帳簿、用紙、文房具、プリンタトナー等	
修繕費支出		100千円
	事務機器等修繕費用	
印刷製本費支出		500千円
	①コピー代	120千円
	②予算書、決算書	80千円
	③諸様式(CNS振込依頼書等)	42千円
	④書籍等	88千円
	⑤封筒(印刷)	33千円
	⑥事務処理の手引き	100千円
	⑦例規集	0千円
		37千円
賃金支出		4,300千円
	①行政財産使用料(厚生会館)	1,020千円
	②管理事務費分担金(厚生会館)	620千円
	③修繕費分担金(厚生会館)	132千円
	④会議室借上料	250千円
	⑤事務機器借上料	2,258千円
	⑥自動車等借上料	20千円
光熱水料費支出		250千円
	電気、ガス、水道(厚生会館)	
普及費支出		800千円
	①GO GUIDE(しおり)	310千円
	②GO LINK(会報紙)	420千円
	(メーカー協議会負担分)	△120千円
	③公式LINEアカウント	66千円
	④諸費	124千円
委託費支出		5,500千円
	①振込手数料	900千円
	②コンビニ収納サービス	400千円
	③システム関連保守料	960千円
	④セキュリティー関連	200千円
	⑤基幹システム費用	300千円
	⑥HP費用	200千円
	⑦登記事務手数料等	60千円

	⑧役員賠償責任保険料	130千円	
	⑨各種手数料(証明書ほか)	50千円	
	⑩合同庁舎移転費用	2,300千円	
食糧費支出	来客者等賄費		30千円
租税公課支出	登録免許税、印紙税、講師に係る源泉所得税等		70千円
負担金支出			350千円
	①公益法人協会等会費	148千円	
	②互助団体負担金	142千円	
	③研修会参加費等	60千円	
支払利息支出	借入金利息		1千円
雑支出			267千円
事業活動支出合計			197,960千円
事業活動収支差額			△23,100千円
<b>II 投資活動収支の部</b>			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	職員に係る退職給付引当資産の取り崩し		1千円
責任準備金引当資産取崩収入	せん別金支出に伴う責任準備金引当資産の取崩し		30,000千円
投資活動収入合計			30,001千円
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産繰入支出			
退職給付引当資産繰入支出	職員に係る退職給付引当資産への繰り入れ		2,371千円
責任準備金引当資産繰入支出	せん別金支出に伴う責任準備金引当資産への繰り入れ		11,800千円
(2) 固定資産取得支出			
什器備品購入支出	事務所移転に伴う新規什器備品等		830千円
投資活動支出			15,001千円
投資活動収支差額			15,000千円
<b>III 財務活動収支の部</b>			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計			0千円
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計			0千円
財務活動収支差額			0千円
<b>IV 予備費支出</b>			
当期収支差額			△13,100千円
前期繰越収支差額			140,000千円
次期繰越収支差額			126,900千円

